

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> 受付印 </div>	年 月 日	相続人代表者	住 所	※1 (電話 —) —)
千葉県 県税事務所長 様 自動車税事務所長			氏 名	
相続人代表者指定（変更）届出書				
被相続人に係る徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者について、次のとおり指定（変更）しましたので、地方税法第9条の2第1項（地方税法施行令第2条第6項）の規定により届け出ます。				
被相続人	氏 名			
	死亡時の住所			
	死亡年月日	年 月 日		
相続された財産の価額		_____ 円		
	氏 名 <small>（自署の場合、押印省略）</small>	被相続人 との続柄	住 所	相続分
	法 人 番 号			
相続人 代表者	_____ ⑩ _____			_____
その他の 相 続 人	_____ ⑩ _____ _____ ⑩ _____ _____ ⑩ _____			_____ _____ _____ _____
摘 要	登録番号 _____			

※1 電話番号は、日中連絡が可能な番号を記載してください。

2 相続については、裏面を参考にしてください。

注1 相続人は、氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

2 相続人代表者は、被相続人の死亡時の住所と同一の住所を有する相続人、その他被相続人の県税の納付（納入）につき便宜を有する者の中から指定してください。（詳しくは裏面を御覧ください。）

3 相続人の欄が不足したときは、用紙を適宜補充して使用してください。

※ 鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。

《 「相続人代表者指定届出書」 記入上の注意 》

1 配偶者は、常に相続人となります。

2 特別な場合を除き、以下の方が配偶者とともに相続人となります。

第一順位 ⇒ 子（養子縁組をされている場合も含みます。）

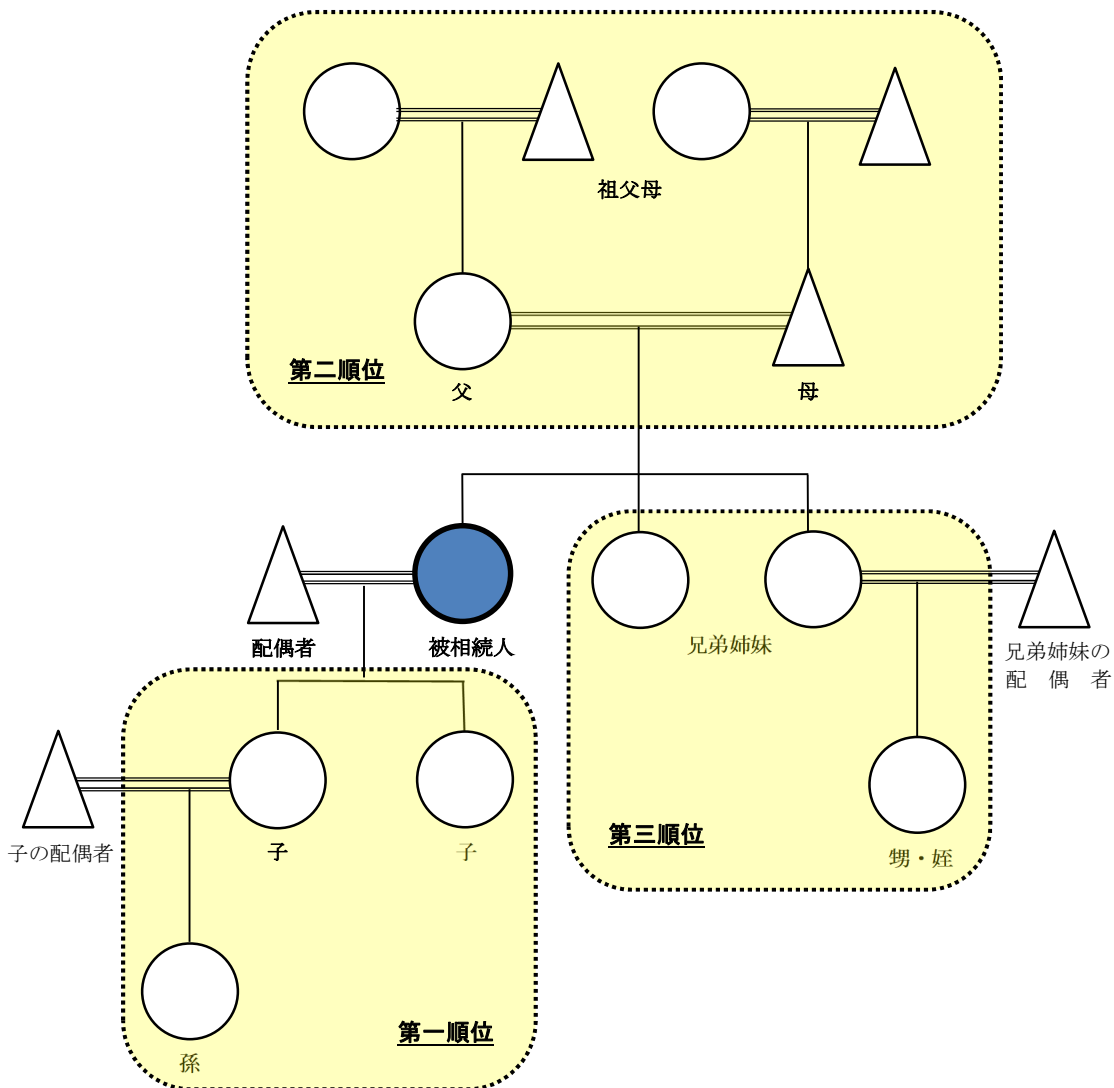
子が死亡している場合には孫が代襲相続人となります。

第二順位（第一順位の相続人がいない場合）⇒ 父母

父母が死亡しているときで、祖父母が存命であれば祖父母が相続人となります。

第三順位（第一順位・第二順位の相続人ともいない場合）⇒ 兄弟姉妹

兄弟姉妹が死亡しているときは、その子（甥・姪）が代襲相続人となります。



※ 相続人代表者の口座に振り込みで還付しますので、以下の事項にご記入をお願いします。

○振込先

▼ 相続人代表者名義に限ります。

(金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、お名前フリガナの記入をお願いします。)

金融機関名		本・支店名					
銀行・信用金庫 農業協同組合・()		本店 支店					
預金種別	1 普通			2 当座			
口座番号						※右詰で記載してください	
(フリガナ) 相続人代表者氏名	フリガナが未記入ですと振込手続きができません。必ずご記入ください。						

自動車登録番号				
千葉・習志野・千 袖ヶ浦・野田 成田・柏 市川・船橋 松戸・市原	(数字・アルファベ ット)		(かな)	(数字)

注) 還付金の請求権は、その請求をすることができる日から5年を経過すると時効となりますので、お早目の手続きをお願いします。